

平成 22 年度第 2 回臨時理事会次第

日 時 平成 23 年 3 月 19 日 (土) 10 : 30

会 場 千葉県社会福祉センター 2 階会議室

1. 出席者及び資料の確認

2. 開会

3・会長挨拶

4. 議 題 (1) 東北地方太平洋地震に関する対応経過について
(2) 災害対応について
(3) その他

5. 閉会

東北地方太平洋沖地震に関する対応経過

日時	日本社会福祉士会	千葉県社会福祉士会
23. 3. 11		
14:46	震災発生	
17:00	総会実施予定で準備	
19:30	総会中止を決定	会長から各代議員に中止を連絡
21:30		事務局員の無事を確認、会長報告
22. 3. 12		
12:00	災害対策本部を設置	会員役員の状況確認を開始
16:00		被災地支援策を三役検討開始
22. 3. 13		会長声明発表
19:45		被災地支援策案を会員役員にメール配信、検討開始
22. 3. 14	災害対策本部打合せ	会員役員全員の状況(無事)を確認
		被災地支援策一部変更し概ね了承、臨時理事会開催決定
22. 3. 15	被災地情報配信開始	
22. 3. 16	地震救援ニュース配信開始	
	厚生労働省へ災害支援協力申し入れ	
22. 3. 17	厚生労働省から、介護職員等派遣依頼	

被災地支援策(案)

1. 会の流動資産から300万円を、日本赤十字社及び共同募金会を通じ被災地へ寄付
2. 千葉県ソーシャルワーカー三団体協議会構成団体(社団法人千葉県社会福祉士会・千葉県医療社会事業協会・千葉県精神保健福祉士協会)会員が県外被災地へボランティアとして赴く際に、旅費及び支度金の一部として一律2万円を補助

希望する会員は現地ボランティアセンターに連絡の上、

- ・会員氏名
- ・所属団体及び会員番号
- ・日程および行き先(予定)
- ・振込先(金融機関、口座番号、名義人氏名およびカナ)

を千葉県社会福祉士会事務局へ電子メールにて送信。

後日事務局から指定口座へ振り込み。

帰宅後会員から事務局へA4一枚程度の報告を提出。

報告の一部は本人了承の上「点と線」等に掲載。

※三団体構成団体の他団体に金銭的負担は求めない。但し会員情報の確認には協力を求める。

※あくまで平成22年度の緊急支援策であり、平成23年度以降の支援策は別途検討。

貸借対照表総括表

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合計
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	16,391,686			16,391,686
未収入金	11,864	4,265,526		4,277,390
仮払金	174,139	230,837		404,976
他勘定への貸付額	19,360		△ 19,360	0
流動資産合計	16,597,049	4,496,363	△ 19,360	21,074,052
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
定期預金	2,000,000	0		2,000,000
基本財産合計	2,000,000	0	0	2,000,000
固定資産合計	2,000,000	0	0	2,000,000
資産合計	18,597,049	4,496,363	△ 19,360	23,074,052
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	1,103,490	3,854,921		4,958,411
預り金	52,749	69,924		122,673
他勘定からの借入額	0	19,360	△ 19,360	0
流動負債合計	1,156,239	3,944,205	△ 19,360	5,081,084
2. 固定負債				
固定負債合計	0	0	0	0
負債合計	1,156,239	3,944,205	△ 19,360	5,081,084
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
寄付金	2,000,000	0		2,000,000
指定正味財産合計	2,000,000	0		2,000,000
(うち基本財産への充当額)	(2,000,000)	0		(2,000,000)
2. 一般正味財産	15,440,810	552,158		15,992,968
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)		(0)
正味財産合計	17,440,810	552,158		17,992,968
負債及び正味財産合計	18,597,049	4,496,363	△ 19,360	23,074,052

正味財産増減計算書総括表

自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日

(単位:円)

科目	一般会計	特別会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
①会費収入	3,105,000	0		3,105,000
②支部委託金	4,460,000	0		4,460,000
③事業収入	6,155,681	15,420,335		21,576,016
④助成金	300,000	0		300,000
⑤雑収入	110,070	18,787		128,857
経常収益計	14,130,751	15,439,122		29,569,873
(2) 経常費用				
①事業費	7,308,738	10,676,210		17,984,948
②管理費	4,074,026	4,450,277		8,524,303
経常費用計	11,382,764	15,126,487		26,509,251
当期経常増減額	2,747,987	312,635		3,060,622
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		0
(2) 経常外費用				
①法人税等	0	238,600		238,600
経常外費用計	0	238,600		238,600
当期経常外増減額	0	△ 238,600		△ 238,600
当期一般正味財産増減額	2,747,987	74,035		2,822,022
一般正味財産期首残高	12,692,823	478,123		13,170,946
一般正味財産期末残高	15,440,810	552,158		15,992,968
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0		0
指定正味財産期首残高	2,000,000	0		2,000,000
指定正味財産期末残高	2,000,000	0		2,000,000
III 正味財産期末残高	17,440,810	552,158		17,992,968

2011年3月17日

都道府県社会福祉士会
会長 各位

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦

被災地支援のための当面の方針について

東北地方太平洋沖地震について、本会は「被災地支援に全力を」との会長声明を発したところです。被災地支援に当たっては、長期に亘る課題となることは必須であり、本会及び都道府県社会福祉士会が一体となって進めていくことが重要ですので、下記事項についてご協力いただけますようお願いします。

1. 都道府県社会福祉士会における被災地支援担当者の設置について

今後の被災地支援をスムーズに行うため、都道府県社会福祉士会に被災地支援の担当者を置き、本会に届けて下さい（別紙）。

- ・被災地支援担当者を設置するところは、東北6県及び茨城県を除く都道府県社会福祉士会とします。
- ・また、被災地でもある東北6県の内、青森、秋田、山形及び茨城県社会福祉士会にあっては、被災地支援を行いうるかご判断いただき、被災地支援を実施する場合は担当者お届け下さい。

2. 現地対策本部の設置について

本会は、現地の状況を踏まえつつ、現地の県社士会もしくは隣接の県社士会と協力して、今後の支援活動の拠点となる現地対策本部立上げの検討に着手します。

3. ボランティア等の派遣について

- (1) 本会は、国に対して専門的な相談員等の派遣等の支援の申し入れを行いました。具体的支援の取り組みについては、現地の情勢や国、被災地の行政等からの具体的要請に基づいて支援を組み立てて行くことになります。
- (2) 現地の相談員等受け入れの態勢が整い次第、直ちに実施できるよう、都道府県社会福祉士会においては、そのための準備として支援活動に参加可能な会員の予備的リストの作成等に着手して下さい。
- (3) また、会員等からの問い合わせあった場合はその旨回答頂くとともに、被災地の都道府県社会福祉士会への直接のお問い合わせはお控え下さい。

4. 救援物資の送付等について

本会としての救援物資の受け入れや発送については、現地の体制が整い具体的要請があれば全国的に呼びかけますので、それまでは直接現地への物資の送付はお控え下さい。

日本社会福祉士会災害対策本部（小幡）

FAX：03-3355-6543 Email:obata@jacsw.or.jp

東北地方太平洋沖地震被災地支援担当者届

都道府県社会福祉士会名		
担当者氏名		
都道府県社士会における 立場		☐ 理事 ☐ その他（ ）
担当者の 連絡先	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先（勤務先の場合は勤務先名称もお書きください）
		〒 住所
		名称
	電話番号	
	メール	アドレス： ※担当者のメーリングリストを立ち上げる予定ですのでご了承下さい。 ☐ メーリングリストの登録を了承する
本部への通信（要望等）		

【届け出・お問合せ先】社団法人日本社会福祉士会 事務局 担当／小幡

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2F

TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543 E-mail：obata@jacsw.or.jp

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 17 日

社団法人日本社会福祉士会 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

**「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣について（協力依頼）**

標記については、平成 23 年 3 月 15 日事務連絡「『東北地方太平洋沖地震』による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼について」（別添）により、各都道府県等あて依頼しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、可能な限り介護職員等が確保できるようご協力をお願いするとともに、貴団体における各県支部等に対し周知をお願いいたします。

事務連絡
平成23年3月15日

各 都道府県 民生主管課長 殿
指定都市 中核市
(岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市を除く)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長補佐

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長補佐

厚生労働省老健局高齢者支援課長補佐

「東北地方太平洋沖地震」による社会福祉施設等に対する
介護職員等の派遣依頼について

標記については、平成23年3月11日付事務連絡「高齢者、障害者等の要援護者の緊急的対応について」により、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関し、広域的調整をお願いしているところであります。被災地においては、介護職員等が不足している恐れがあり、他地域からの介護職員等の派遣が可能となるよう、管内市町村、関係団体、社会福祉法人等に対して、介護職員等の派遣のご協力依頼をしていただきますようお願いいたします。(別添イメージ図参照)

つきましては、3月28日(月)から4月中に派遣が可能な介護職員等につきまして、「(別紙1)派遣職員調査総括票」及び「(別紙2)派遣職員登録票」に記入いただき、以下の厚生労働省各担当宛てメールにて、送付していただきますようお願いいたします。

なお、職員派遣の経費については、福祉避難所として委託を受けた社会福祉施設等について、概ね被災者10人につき1人の介助員等の配置に要する経費を災害救助費から支払うことができます。

○提出×切

別紙1・・・平成23年3月18日(金) 17時まで

別紙2・・・平成23年3月22日(火) 17時まで

○問合せ及び調査結果報告先

高 齢 者 関 係 施 設……………老健局振興課人材研修係
永見係員: nagami-kazuki@mhlw.go.jp

(代 表) 03-5253-1111 (内線3936)

(タ イ ム) 03-3595-2889

(F A X) 03-3503-7894

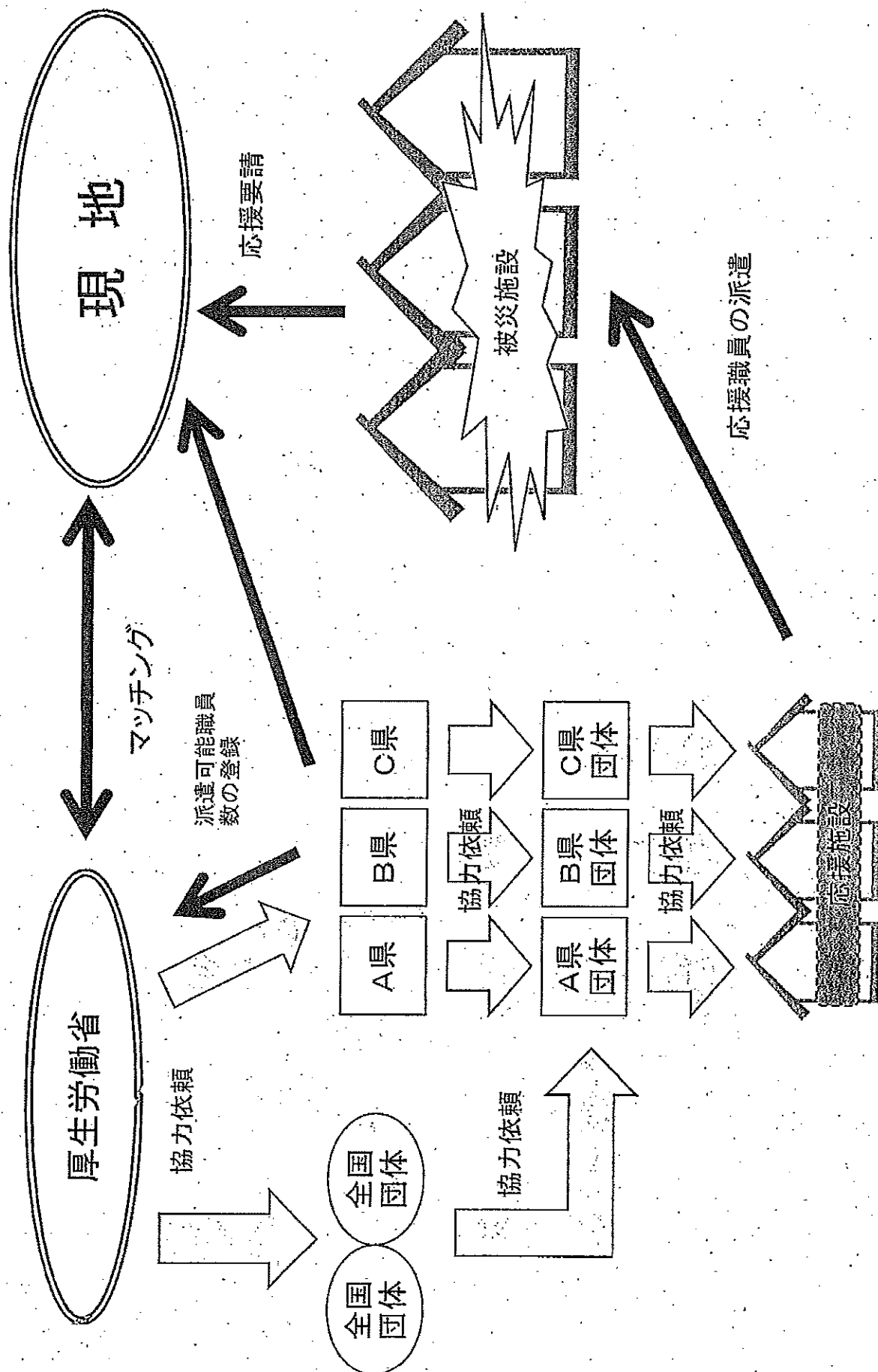
障害児・者関係施設……………障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係
郡司係員 : gunji-masahiro@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線3091)
(代 理) 03-3595-2528
(FAX) 03-3591-8914

児童・母子・婦人関係施設……………雇用均等・児童家庭局総務課調整係
村本係長 : muramoto-toshinari@mhlw.go.jp
岩瀬主査 : iwase-toyoaki@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線7824)
(代 理) 03-3595-2491
(FAX) 03-3595-2668

生活保護関係施設……………社会・援護局保護課予算係
櫻井係員 : sakurai-takuma@mhlw.go.jp
(代 表) 03-5253-1111 (内線2824)
(代 理) 03-3595-2616
(FAX) 03-3591-9898

介護職員等の応援について(調整中のイメージ)

別添



【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表 (高齢者関係施設)

(単位:人)

	施設・事業所分類	ホームヘルパー	施設等介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	介護老人福祉施設(特養)					
	介護老人保健施設					
	介護療養型医療施設					
	養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	有料老人ホーム					
	適合高齢者専用賃貸住宅					
	認知症高齢者グループホーム					
	短期入所生活介護事業所					
	通所介護事業所					
	小規模多機能居宅介護事業所					
	訪問介護事業所					
	訪問入浴介護事業所					
	夜間対応型訪問介護事業所					
	合 計					

表
括
查
調
職
派
市
縣
〇〇

施設・事業所分類	ホームヘルパー	生活支援員 介護職員	保健士	臨床検査技師 理学療法士 作業療法士	臨床検査技師 理学療法士 作業療法士	看護職員	左記以外の職員	計
訪問系サ―ビス(注1)								
日中活動助系サ―ビス(注2)								
障害者支援施設								
GR・CH								
旧体系サ―ビス(注3)								
障害施設(注4)								
障害者施設(注5)								
計								

[illegible]

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査総括表
(児童・母子・婦人関係施設)

		施設・事業所分類	児童指導員	職業指導員	児童自立支援専門員	母子指導員	児童生活支援員	保育士	左記以外の職員	計
〇〇県市		乳児院								
		児童養護施設								
		情緒障害児短期治療施設								
		児童自立支援施設								
		母子生活支援施設								
		助産施設								
		婦人保護施設								
		児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)								
		小規模住居型児童養育事業所 (ファミリーホーム)								
		放課後児童健全育成事業実施施設 (放課後児童クラブ)								
		合 計								

(単位:人)

【別紙】

〇〇県(市)派遣職員調査 (生活保護関係)

(単位:人)

	施設・事業所分類	指導員	介護職員	看護職員	左記以外の職員	計
〇〇県市	救護施設					
	更生施設					
	合 計					

【別紙2】

県・市

派遣職員登録票

平成23年 月 日現在

施設種別	施設名		
都道府県	住所	TEL	FAX
担当者（役職）			

	派遣可能期間	派遣可能な職員の職種	性別	備考
例	〇月〇日～〇月〇日（〇日間）	介護職員	男・女	
1			男・女	
2			男・女	
3			男・女	
4			男・女	
5			男・女	

※「派遣可能な職員の職種」欄には、介護職員（他）、看護職員、相談員、OT、PT等派遣いただける職員の職種を記載してください。

※5名を超えて登録いただける場合には、恐縮ですが本票をコピーしてご記入ください。

※3月28日から4月中に派遣が可能な職員について、ご記入ください。

東北地方太平洋沖地震救援ニュース

2011年3月16日
通信第1号
発行：災害対策本部

「被災者の方々にお見舞い申し上げます」

このたびの東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。多くの方々が今もお、避難所などで不安な日々を過ごしておられますが、本会は被災者の皆様が精神的な落ち着きや、復興への元氣を取り戻し、一日も早く安全な生活が送られますように支援に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

一日も早い復旧と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

2011年3月12日 社団法人日本社会福祉士会 会長 山村睦

2011年3月14日

都道府県社会福祉士会 会長 各位

被災地支援に全力を

日本社会福祉士会会長
山村 睦

3月11日午後に発生した東日本大震災にて被災された方々に心よりお見舞い申し上げるとともに、犠牲になられた方々のご遺族のみなさまに謹んで深くお悔やみ申し上げます。

3月12日に日本社会福祉士会は、災害対策本部を立ちあげました。会として支援できることに全力を尽くして対応してまいります。そして、ようやく被災された社会福祉士会事務局と連絡が取れた段階です。しかし、未だ各地域の詳細がつかめない状況です。まずは、関係機関とも連携して情報の収集に奔走しているところでございますが、各都道府県社会福祉士会におかれましては、少しでも被災地の情報があれば継続して本会事務局へご連絡いただけますようお願いいたします。

また、現在なお、安否の分からない行方不明者が多数おられます。その一方で、我々の使命は、復興支援を視野にいれ、ソーシャルワーク機能を発揮し被災された方々が安心して生活をおくれるよう支援することです。そのためには長期の支援体制を組めることが必要だと考えています。

そこで、今後展開する活動支援のための募金を始めます。下記の通り、口座を開設しましたので、格段のご協力をお寄せ頂きますようお願いいたします。

【支援金の振込口座】

郵便振込口座

社団法人日本社会福祉士会 00150-0-687734

(個人で匿名希望の方はその旨記載をお願いします。)

多くの犠牲者を前に、残された我々が日本の未来を約束しなければならないと思います。

被災地関連情報Ⅰ (2011.3.16)

1. 被災地支部事務局の状況

都道府県	状 況	確認時点
青森	電気復旧。メール確認が可能。	3/12 午後
岩手	なんとか通信が開通した状況。	3/13 夕方
宮城	地震の影響で事務所内が散乱。3/16 より事務局PC、電話など通信回復。	3/16 午前
秋田	県全域で停電・断水したが、3/13 は復旧。通常通りOK。被害なし。	3/14 午後
山形	Tel、Fax、メールともOK。勤務時間も通常通り (8:30~17:00)。	3/14 午前
福島	14 日からネット開通。安否確認等、情報収集・対応を検討予定。	3/14 午前

2. 各県の状況 (概要)

青森県

- 津軽方面は、12 日午後から県内の電気等が復旧。(3/12)
- 八戸は当初 8000 人の避難者。ライフラインが復旧し自宅に戻る人多く 1000 名位になった。(3/12)
- 一度は落ち着いたものの、ガソリンや物資の供給に不安があるとの情報が入り、混乱し始める。(3/15)

岩手県

- 内陸の福祉施設では、大きな被災情報源はラジオなどであり、多くはない。(3/13)
- 沿岸が軒並み全壊で死亡者数が 1 番になっている。各支部よりショートメールをいただいたが、素人が何かできるレベルではない。徐々にできることも明らかになると思う。早すぎる動きをせずにしばらく静観がよいと思う。(3/13)

宮城県

- ライフラインが止まっている。仙台市の一部を除いて停電・断水が多い。ガソリン・スタンドは休業中。通所サービスは不可。休業。18 日には電気が復旧する可能性有り。近所にドイツ隊が入っている (気仙沼救援)。(3/14)
- 自家発電の灯油、水、食料、移送用のガソリン、紙おむつ等がない。(3/15)
- 仙台市役所の知人へ受入体制を事前調整した上で、県外から必要な物資を届けた。仙台市内への道中は、道路陥没、塀が倒れているなど障害あり。被災地の皆さんが、自助、互助を必死にされていた。コンビニに食べる物、飲み物なし。断水のためトイレもままならない状況。懐中電灯や電池、ラジオなどがあると、被災者の今の個々人の生活のサポートツールになると思う。(3/13、近隣県会員より)

秋田県

- 食品・水・介護用品は皆無であり、とりわけ燃料は販売制限がかかり手に入らない。(3/14)
- 燃料不足で出勤やヘルパー・デイ・在介支・ケアマネ等の地域活動、施設内暖房や入浴等に制限を強いることになっている。停電と余震が続き、情報不足のなかで泊まり込みをし、電気復旧後の日曜夜、自宅テレビで重大な状況とわかった。(3/14)

山形県

- 仙台、関東からの物流がストップしているため、ガソリン、灯油、食材の供給がストップしている。生活困難が起きている。介護サービス施設・事業所で、営業休止と決めた事業所もある。(3/12)
- 買占めする人が多く緊迫感が強くなっているが、ライフラインは問題ない。(3/12)

福島県

○救急を受ける病院ではないので、最前線ではないのだが、地域医療機関の後方支援として、建物の損傷などで機能しなくなった病院の患者さんの受け入れなどで、先方の患者さんと医師、看護師、医療資材など丸ごと受け入れるということをしている。県内ではご承知の通り、原発の件があり日々よくない方向へ向かっていくのが県民にはとても不安。避難というより、すでに戻れない状態ということでの移動になっているかもしれない。(3/15)

○郡山市は割と水は他の地域に比べるといい方かもしれない。昨日まで断水で大変だったが出雲市の給水車や他県の給水車などが応援にきてくれているようで、涙が出るほど有り難い。当院では明け方まで給水車がピストン輸送で水を運んでくれた。また、ガソリンなどの不足は病院があっても医師が行けないなど様々な問題を引き起こしている。どの業者も配達が出来ないなど問題が起こっている。浜通りのことがとにかく心配だが、確認がとれない。今は生きていて欲しいと願うばかり。放射能のこともあり、通常の災害救助という粹ではない。県社会福祉士会は、当面通常の対応が困難な状況。(3/15)

重要

支援金にご協力いただける皆さまへ

今回の支援金の主目的は、会長声明にあるとおり、今後展開するであろう、利用者への相談支援等を行うための資金と位置づけています。単に見舞金として募金するのではなく、今後長期にわたるとされる被災者への生活支援に向けた活動を行うための資金です。

利用詳細についてはこれから実態を見極め、本会の活動方針が決まった段階で、決定していきます。

【支援金の振込口座】

郵便振込口座

社団法人日本社会福祉士会 00150-0-687734

(個人で匿名希望の方はその旨記載をお願いします。)

ご注意ください

静岡県内で、「社会日本福祉会」「社会福祉協会」など本会と似通った名称を名乗る男性から、一般家庭に震災の義捐金を募る目的の電話（非通知）をかけ、集金訪問するといったケースが数件起きているとの連絡を静岡県警からいただきました。

本会では、支援金の募金に関して、個別に集金などは行っておりませんので、ご注意くださいようお願い致します。

日本社会福祉士会の震災支援取り組み状況

- 1) 災害対応ガイドライン^(注)に基づき、3月12日災害対策本部を本会に設置しました。
 - 2) 3月14日、都道府県社会福祉士会に向けて「被災地支援に全力を」呼びかけ、活動支援のための募金の募集を開始しました。
 - 3) 被災地支援の当面の方針を策定中です。
 - 4) 国へ支援を申し入れする予定です。
- 各都道府県社会福祉士会、会員のみなさまからの情報を集約するとともに、支部メーリングリスト等での情報発信をしています。「災害対応ガイドライン」は、日本社会福祉士会ホームページをご覧ください。URL: <http://www.jacsw.or.jp/>

会員の皆様の積極的なご支援と情報提供をお願い申し上げます。

災害対策本部連絡先

日本社会福祉士会事務局
〒160-0004 新宿区四谷1-1
3カタオカビル2F
Fax: 03-3355-6543
eメール: info@jacsw.or.jp
Tel: 03-3355-6541

東北地方太平洋沖地震救援ニュース

2011年3月17日
通信第2号
発行：災害対策本部

日本社会福祉士会の震災支援取り組み状況

1) 3月16日国へ支援の申し入れをしました。

日社福士2010-520

2011年3月16日

厚生労働省社会・援護局
局長 清水 美智夫 様

社団法人日本社会福祉士会
会長 山 村 睦

東北地方太平洋沖地震に関する支援について

(ご協力の申し入れ)

この度の東北地方太平洋沖地震に関連して、日夜対策に当たられていることに心から敬意を表します。
私たちは、福祉に関する相談援助業務等を専門とする国家資格「社会福祉士」を有する者で全国組織する職能団体です。今回被災されました方々の支援のために、私たちの専門的知識や技術等が役立つと思いますので是非協力させていただきたいと考えております。私たちが支援できることには下記のようなことが挙げられます。

- ・高齢者及び障害者等の二次的安否確認
- ・避難所や仮設住居等で生活している住民の生活課題や生活ニーズの聞き取り、及び担当部署へのつなぎ
- ・仮設住居の環境整備やコミュニティ立ち上げ支援
- ・上記のための相談員の派遣

私たちは、過去において「阪神・淡路大震災」、「新潟県中越地震」等で同様の支援を行ってきたことを申し添えます。

被災地関連情報Ⅱ (2011.3.17)

1. 被災地支部事務局の状況

都道府県	状 況	確認時点
宮城	宮城県社会福祉士会事務局に災害対策本部を立ち上げ。	3/16

2. 各県の状況（概要）

宮城県

○宮城県内の施設長からの依頼があり、長野から一緒に発電機等救援物資をもって日本海廻りで山形県から宮城県西部に入りました。物資不足は、地域と流通の偏りが大きい印象があります。現在現地で必要なのは、消防や自衛隊のような訓練された人間と、医療職のようです。

（3/13、近隣県会員より）

○短期的な問題として、指揮命令者が不在であること、相互の連絡が取れず動きが取れないこと、それを停電によるネットの使用不可や携帯電話の充電ができないことが助長しています。依頼によりに送り届けた関係者は、その後連絡が取れなくなってしまいました。（3/14、近隣県会員より）

○全国の仲間の皆様から多数ご心配、激励のメッセージ本当に嬉しく奮い立つ思いである。しかしながらあまりにも未曾有の災害に直面し、「いったい何をすべきか」「何が行えるのか」と、大きすぎる災害に茫然自失の状況だが、必ず、「我々がすべきこと」「しなければならないこと」があるはずと、事務局に災害対策本部を立ち上げた。宮城県士会のみで対応不可能な場合には、皆様のご支援を仰がざるを得ない状況となると思う。その時にはよろしくお願ひしたい。（3/16 宮城県士会会長より）

○東北は雪が降り、気温が下がっています。仙台はライフラインが回復しつつある。しかし、食料と燃料が欠乏し、身動きが取れないようだ。（3/17 近隣県会員より）



山形県

○仙台の内陸部＝山間にかけては、あまり被災しておらず、冷静な対応ができています。山形では、施設などで大きな混乱なく対応ができており、避難者の引き受け準備をしているようだ。市民生活では燃料が欠乏し、スーパーも品薄で食料の確保に不安が出てきている。（3/17）

○バスは走っているが、燃料不足で便数が減らされている。特に、仙台から山形へのバスは行列ができています。各都市間をつなぐバスも次々と回復している。（3/17）

本ニュースの名称について

本ニュースでは、3月11日に発生した地震に対して気象庁が命名した「東北地方太平洋沖地震」を名称に使用しています。これは本ニュースで取り扱う内容を東北地方に限定するものではなく、この地震による近県の被災、その後の余震による被災についても含んでいます。

東北地方だけが対象のような印象を与えてしまい申し訳ありません。本ニュース名称については上記理由についてご理解をいただけますようお願い致します。

なお、震災名が統一される動きがありましたら、統一された名称に変更する予定です。

情報提供・ご提案などご協力をいただきありがとうございます

被災地域の皆さまからの情報のほか、全国から様々なご意見やご提案もいただいています。

どうもありがとうございます。

現在、災害対策本部では、現地と連絡を取り合いながら、具体的な支援方法について検討をしています。支援方法が決まり次第、都道府県支部を通じてご協力のお願いを致しますのでよろしくお願い致します。

※首都圏の計画停電に伴い、HPへの掲載が遅れることがあります。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

会員の皆様のご積極的なご支援と情報提供をお願い申し上げます。

災害対策本部連絡先：日本社会福祉士会事務局 〒160-0004 新宿区四谷1-13カタオカビル2F
Tel：03-3355-6541 Fax：03-3355-6543 eメール：info@jacsw.or.jp

今、千葉県社会福祉士会にできること

1. 会長声明を発表しました。

会長声明はすでに発表され、会のホームページにも掲載されておりますので、ご確認ください。裏面に全文を掲載します。

2. 被災地に寄付をします。

皆様からいただいた年会費の中から、半額(2,500 円)を一口として、日本赤十字社を通じて、会員数分を被災地の復興支援のために寄付をいたします。

総額 300 万円程度になる見込みです。

→日本赤十字社および共同募金会を通じて、総額 300 万円を被災地の復興支援のために寄付します。

皆様の年会費で換算すると、会員一人当たりおよそ 2,500 円(年会費の半額)に相当します。

3. 千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会と協働し、県外被災地にボランティアとして赴く方の交通費等を支援します。

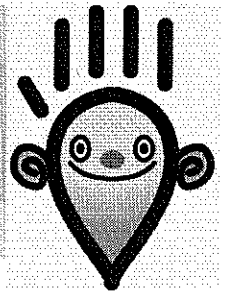
現地入りする予定の会員(三団体何れでも)の方は、現地の災害ボランティアセンターにご連絡いただいた上で、

- ・会員氏名
- ・所属団体および会員番号
- ・日程および行き先(予定)
- ・振込先(金融機関、口座番号、名義人氏名およびカナ)

を事務局にメール送信いただければ、旅費および支度の一部補助として一人一律 2 万円を振り込みます。メールの題名は「被災地ボランティア補助金申請」としてください。

なお、補助金を受け取られた方は、後日簡単な(A4 一枚程度)報告をご提出ください。ご了承いただいた上で会報「点と線」等に掲載する場合があります。

社会福祉士会が変わります！！



平成 23 年 7 月、(社)日本社会福祉士会が変わります(予定)

(社)千葉県社会福祉士会平成 22 年度第 2 回総会第 5 号議案の資料としても掲載していましたが、何が変わって何が変わらないのか、ここでもう一度ご説明いたします。

会の形が変わります！

これまでは、会員個人が(社)日本社会福祉士会(以下、「日本会」と(社)千葉県社会福祉士会(以下、「千葉会」)両方に入会する形でした。(図 1)

これからは、個人の正会員は千葉会にのみ所属し、日本会は 47 都道府県社会福祉士会(法人)を正会員とする連合体になります。(図 2)

図 1 これまで (会員個人が両方に加入)

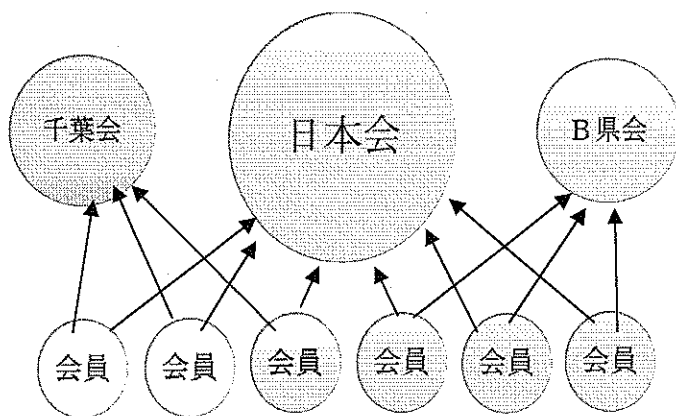
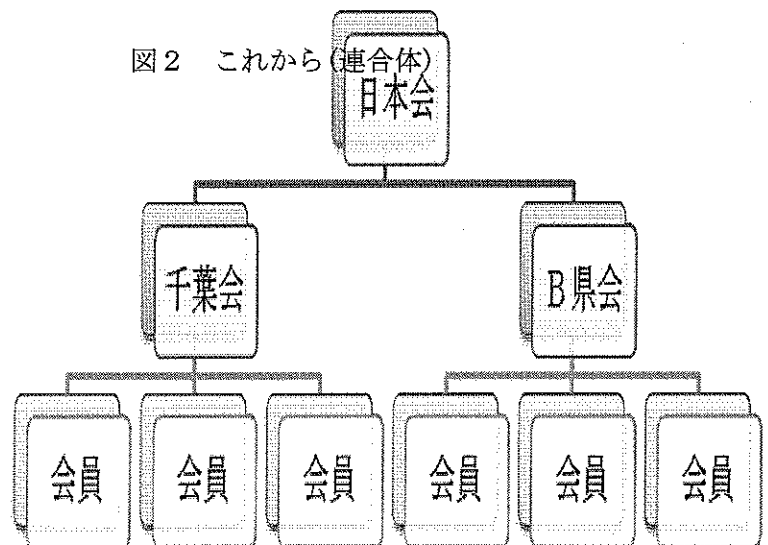


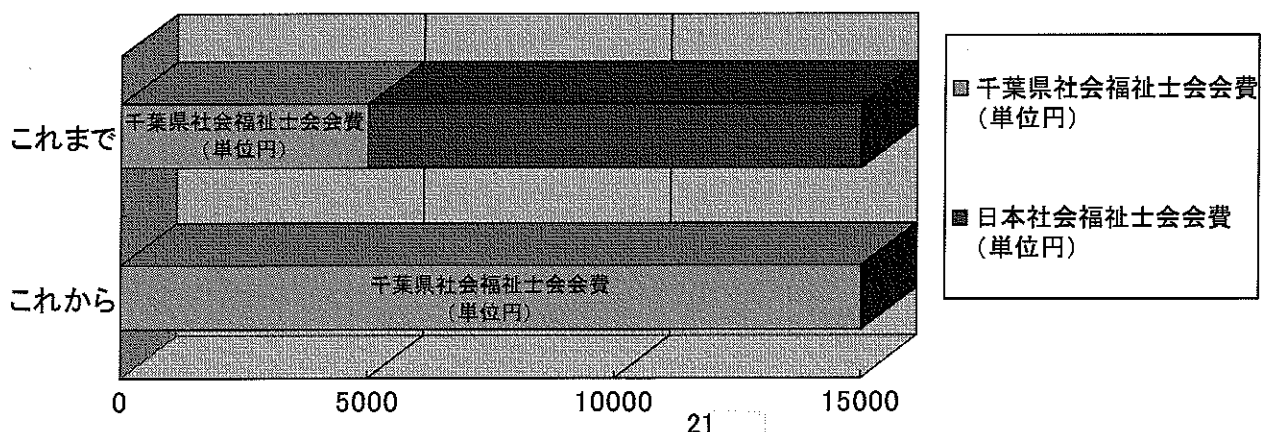
図 2 これから (連合体) 日本会



変わりますけど、変わりません！

1. 年会費の総額は変わりません。

- ・これまでは、日本会の年会費が 1 万円、千葉会が 5 千円で合計 1 万 5 千円でした。
- ・これからは、日本会分の年会費と合わせて、千葉会の年会費が 1 万 5 千円になります。
- ・これまでの日本会への入会金五千円については、これからも金額は変わらず、受付窓口は千葉会になります。



2. 会員番号も変わりません。

- ・社会福祉士会の会員番号は変わりません。会員証も、当面そのままお使いいただけます。

3. 名簿も保険も変わりません。

- ・成年後見人候補者のばあとなあ名簿登録や独立型社会福祉士の登録(検討中)も、当面変更されない予定です。社会福祉士賠償責任保険制度も、これまでどおり継続されます。生涯研修ポイントの扱いも、現行のとおり維持されます。

何で変わるの？

社会福祉士会の発足当時は、法人格を持っているのは日本会のみで、都道府県社会福祉士会は日本会の支部という扱いでした。

しかし、千葉会も含め 47 都道府県全ての社会福祉士会が法人格を取得し、日本会と都道府県社会福祉士会の関係を見直す必要が出てきました。

また、これまでは千葉会も含め各都道府県社会福祉士会の定款に個人が両方の会に入ることを条件付けていましたが、平成 25 年 11 月までの新公益法人制度への対応に当たっては、それが認められなくなったことも大きな理由です。

皆様のご協力が必要です！

千葉会が連合体に加入するためには、先ず定款の変更を総会で議決する必要があります。この議決には、通常の議案と異なり「正会員総数の4分の3以上」の賛成が必要となります。

定款の変更や会費の変更を含め、連合体への加入に伴う総会議案は平成 23 年4月に、通常の議案よりも先にお送りする予定です。

議案が届きましたらすぐに開封し、内容ご確認いただいた上で書面表決または委任状の返送をお願いいたします。総会当日に出席を予定されている方も、確実に議決するため事前提出にご協力をお願い申し上げます。

説明会を開催します。

これまで、日本会の総会資料やニュースには一部掲載されていましたが、それでも会員の皆様にとってはお蔭から棒な話かも知れません。

内容をよりご理解いただくため、千葉会の理事が県内各所に伺い説明会を実施いたします。日程・会場など詳細については後日送付する、本件に関する議案に同封いたします。ご確認いただき、ご都合の良い日程・会場が御座いましたら是非足をお運びください。